

平成26年6月

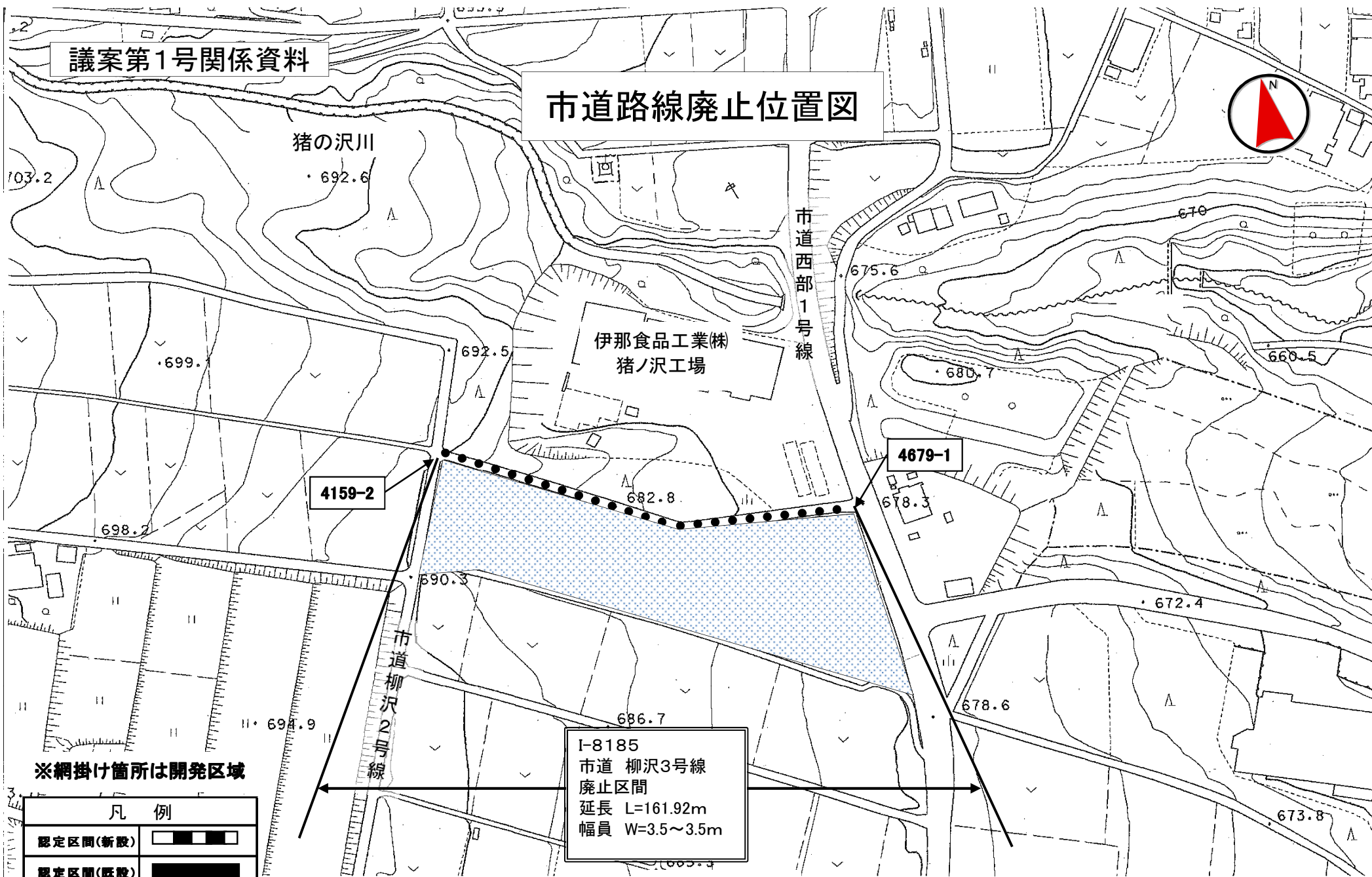
伊那市議会定例会議案
関係資料

平成26年6月2日

平成26年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	市道路線廃止位置図	1
議案第2号関係資料	市道路線変更位置図	2
議案第3号関係資料(1)	伊那市税条例改正概要	3
議案第3号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表	5
議案第4号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表	16
議案第5号関係資料	伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表	18
議案第6号関係資料(1)	伊那市公民館条例新旧対照表	19
議案第6号関係資料(2)	伊那市役所支所設置条例新旧対照表	21
議案第6号関係資料(3)	伊那市地域自治区条例新旧対照表	22
議案第6号関係資料(4)	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表	23

市道路線廃止位置図



※網掛け箇所は開発区域

凡 例	
認定区間(新設)	▬ ▬ ▬ ▬ ▬
認定区間(既設)	▬ ▬ ▬ ▬ ▬
廃止区間	● ● ● ● ●

I-8185
市道 柳沢3号線
廃止区間
延長 L=161.92m
幅員 W=3.5~3.5m

市道路線変更位置図



I-5061
市道 中原6号線
廃止区間
延長 L=320.0m
幅員 W=2.0~3.0m

I-5061
市道 中原6号線
既認定区間
延長 L=585.25m
幅員 W=2.0~4.5m

I-5061
市道 中原6号線
変更後の区間
延長 L=265.25m
幅員 W=3.5~4.5m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

議案第3号関係資料(1)

伊那市税条例改正概要

改正事項	関係条項	施行期日																																																																						
<p>1 法人市民税関係 法人税割の税率の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税率引上げによる地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税（地方法人税）化し、地方交付税の原資とする。 法人市民税法人税割の標準税率を引き下げるもの（12.3パーセント→9.7パーセント） <p>2 軽自動車税関係 軽自動車税の税率の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税率の引上げに伴い段階的に廃止される自動車取得税に代わる財源として、軽自動車税の税率を引き上げるもの グリーン化を進める観点から、新規検査から13年を経過した軽四輪車等に重課（標準税率よりも税率を高くする特例措置）を導入するもの <table border="1" data-bbox="150 762 1400 1321"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>現行税率</th> <th>新税率（標準税率等）</th> <th>重課税率（新設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td rowspan="8">平成28年度から、平成27年度以降に新規検査を受ける車両に対し適用</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="11">平成27年度から、全ての車両に対し適用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪</td> <td colspan="2">125cc超250cc以下</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪</td> <td colspan="2">250cc超</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕用</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他用</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪上車</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		現行税率	新税率（標準税率等）	重課税率（新設）	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	平成28年度から、平成27年度以降に新規検査を受ける車両に対し適用	営業用	5,500円	6,900円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	原付	50cc以下		1,000円	2,000円	平成27年度から、全ての車両に対し適用	50cc超90cc以下		1,200円	2,000円	90cc超125cc以下		1,600円	2,400円	ミニカー		2,500円	3,700円	軽二輪	125cc超250cc以下		2,400円	3,600円	小型二輪	250cc超		4,000円	6,000円	小型特殊自動車	農耕用		1,600円	2,400円	その他用		4,700円	5,900円	雪上車		2,400円	3,600円		<p>伊那市税条例 第34条の4</p> <p>第82条 附則第16条</p>	<p>平成26年10月1日</p> <p>平成27年4月1日 平成28年4月1日</p>
車種区分		現行税率	新税率（標準税率等）	重課税率（新設）																																																																				
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	平成28年度から、平成27年度以降に新規検査を受ける車両に対し適用																																																																			
		営業用	5,500円	6,900円																																																																				
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円		6,000円																																																																		
		営業用	3,000円	3,800円		4,500円																																																																		
三輪		3,100円	3,900円	4,600円																																																																				
原付	50cc以下		1,000円	2,000円		平成27年度から、全ての車両に対し適用																																																																		
	50cc超90cc以下		1,200円	2,000円																																																																				
	90cc超125cc以下		1,600円	2,400円																																																																				
	ミニカー		2,500円	3,700円																																																																				
軽二輪	125cc超250cc以下		2,400円	3,600円																																																																				
小型二輪	250cc超		4,000円	6,000円																																																																				
小型特殊自動車	農耕用		1,600円	2,400円																																																																				
	その他用		4,700円	5,900円																																																																				
雪上車		2,400円	3,600円																																																																					

改正事項	関係条項	施行期日											
<p>参考：平成26年度税制改正のうち、自動車等の車体課税に係るもの</p> <p>1 自動車取得税（約7割を市町村に交付）消費税率の引上げ時において段階的に廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="152 339 1435 483"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年 3月まで</th> <th>平成26年4月 (消費税8%への引上げ時)</th> <th>平成27年10月（予定） (消費税10%への引上げ時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td rowspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車／軽自動車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自動車税 グリーン化特例の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の小さい自動車に対し登録の翌年度の税率を低くする特例措置（軽課）について、対象を重点化した上で強化する。 ・新規登録から一定年度経過した車両の税率を高くする特例措置（重課）について、新規登録から13年（ディーゼル車は11年）を経過した自動車の重課割合を変更する（標準税率の約10%→約15%）。 <p>3 自動車重量税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコカー減税の拡充 ・新規登録から一定年度経過した車両に対する税率を引上げ <p>3 その他</p> <p>法律改正に伴う規定の見直し等</p> <p>(1) 東日本大震災関連の特例規定の見直し 地方税法に規定されているため、必ずしも条例で定める必要がない規定について削除するもの</p> <p>(2) 法律改正による条ずれ等への対応</p>		平成26年 3月まで	平成26年4月 (消費税8%への引上げ時)	平成27年10月（予定） (消費税10%への引上げ時)	自家用自動車	5%	3%	廃止	営業用自動車／軽自動車	3%	2%	<p>伊那市税条例 附則第22条～第24条</p> <p>第18条の3、第80条、第87条 第23条、第48条、第52条 第33条、附則第19条、第19条の2 第57条、第59条</p> <p>附則第4条の2、第19条の3</p>	<p>平成27年1月1日</p> <p>平成27年4月1日 平成28年4月1日 平成29年1月1日 子ども・子育て支援法の施行の日 平成27年1月1日</p>
	平成26年 3月まで	平成26年4月 (消費税8%への引上げ時)	平成27年10月（予定） (消費税10%への引上げ時)										
自家用自動車	5%	3%	廃止										
営業用自動車／軽自動車	3%	2%											

議案第3号関係資料(2)

伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 略</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 略</p>

旧	新
<p>(法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.3</u>とする。</p>	<p>(法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付) 第48条 略 2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～4 略 5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法<u>第145条</u>において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法<u>第145条</u>において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 6 略</p>	<p>(法人の市民税の申告納付) 第48条 略 2 法の施行地に<u>本店若しくは</u>主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～4 略 5 法人税法第74条第1項又は<u>第144条の6第1項</u>の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法<u>第144条の8</u>において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法<u>第144条の8</u>において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 6 略</p>
<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項又は<u>第144条の6第1項</u>の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>

旧	新
2 略	2 略
<p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を經營する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を經營する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を經營する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を經營する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>
<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</p> <p>2～3 略</p>	<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</p> <p>2～3 略</p>

旧	新
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ <u>3輪以上</u>のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>3輪</u>のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>(ア) 2輪</u>のもの(側車付のものを含む。) 年額 <u>2,400円</u></p> <p><u>(イ) 3輪</u>のもの 年額 <u>3,100円</u></p> <p><u>(ウ) 4輪以上</u>のもの</p> <p> a 乗用のもの</p> <p> <u>(a) 営業用</u> 年額 <u>5,500円</u></p> <p> <u>(b) 自家用</u> 年額 <u>7,200円</u></p> <p> b 貨物用のもの</p> <p> <u>(a) 営業用</u> 年額 <u>3,000円</u></p> <p> <u>(b) 自家用</u> 年額 <u>4,000円</u></p> <p> c 専ら雪上を走行するもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>(ア) 農耕作業用</u>のもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p><u>(イ) その他</u>のもの 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(3) <u>2輪</u>の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、<u>それぞれ</u>当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ <u>三輪以上</u>のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>三輪</u>のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>二輪</u>のもの(側車付のものを含む。) 年額 <u>3,600円</u></p> <p><u>三輪</u>のもの 年額 <u>3,900円</u></p> <p><u>四輪以上</u>のもの</p> <p> 乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p> 自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p> 貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 <u>3,800円</u></p> <p> 自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p> 専ら雪上を走行するもの 年額 <u>3,600円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>農耕作業用</u>のもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p><u>その他</u>のもの 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) <u>二輪</u>の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p>

旧	新
<p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>
<p>附 則</p> <hr/> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲</p>	<p>附 則</p> <hr/> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与</p>

旧	新															
渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。															
<p>第16条 削除</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 608 2132 799"> <tr> <td data-bbox="1131 608 1469 647">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="1469 608 1794 647">3,900円</td> <td data-bbox="1794 608 2132 647">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1469 647 1794 687">6,900円</td> <td data-bbox="1794 647 2132 687">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1469 687 1794 727">10,800円</td> <td data-bbox="1794 687 2132 727">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1469 727 1794 767">3,800円</td> <td data-bbox="1794 727 2132 767">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1469 767 1794 807">5,000円</td> <td data-bbox="1794 767 2132 807">6,000円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第82条第2号ア	3,900円	4,600円														
	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 略</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 略</p>															
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合</p>															

旧	新
<p>において、同条第2項中「<u>附則第19条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第19条の2第1項</u>」と、「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>において、同条第2項中「<u>附則第19条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第19条の2第1項</u>」と、「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例) 第19条の3 略</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>	<p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例) 第19条の3 略</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>
<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この</p>	

旧	新			
<p>場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p>				
<p><u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u></p> <p>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="91 1417 1113 1453"> <tr> <td data-bbox="91 1417 241 1453">附則第17</td> <td data-bbox="241 1417 392 1453">第35条第</td> <td data-bbox="392 1417 1113 1453">第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係</td> </tr> </table>	附則第17	第35条第	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係	
附則第17	第35条第	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係		

旧			新
条第1項	1項	<u>法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>	
	同法第31条第1項	<u>租税特別措置法第31条第1項</u>	
附則第17条の2第3項	<u>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</u>	<u>第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>	
附則第17条の3第1項	<u>租税特別措置法第31条の3第1項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>	
附則第18条第1項	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>	
	<u>同法第32条第1項</u>	<u>租税特別措置法第32条第1項</u>	
<p>2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有してい</u></p>			

旧	新
<p>たものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</p> <p>3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>	
<p><u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u></p> <p>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定の適用により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替え</p>	

旧	新
<p><u>て適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u></p>	
<p>(個人の市民税の税率の特例) <u>第24条</u> 略</p>	<p>(個人の市民税の税率の特例) <u>第22条</u> 略</p>

議案第4号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
別表第2 (第2条、第14条関係)						別表第2 (第2条、第14条関係)					
その他の住宅一覧表						その他の住宅一覧表					
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	1戸当たり月額家賃	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	1戸当たり月額家賃
略						略					
相生住宅	伊那市高遠町西高遠487番地29	木造	60.45	平成6年度2戸	<u>35,000</u>	相生住宅	伊那市高遠町西高遠487番地29	木造	60.45	平成6年度2戸	<u>30,000</u>
略						略					
小原上住宅	伊那市高遠町小原755番地	耐2	39.69	平成5年度4戸	<u>30,000</u>	小原上住宅	伊那市高遠町小原755番地	耐2	39.69	平成5年度4戸	<u>24,000</u>
	伊那市高遠町小原755番地	耐2	39.60	平成5年度2戸	<u>30,000</u>		伊那市高遠町小原755番地	耐2	39.60	平成5年度2戸	<u>24,000</u>
略						略					
三栄集落移転住宅	伊那市高遠町上山田1780番地7	木造	119.24	昭和58年度1戸	<u>8,000</u>						
小原北特賃住宅	伊那市高遠町小原529番地3	木造	81.16	平成6年度2戸	<u>48,000</u>	小原北特賃住宅	伊那市高遠町小原529番地3	木造	81.16	平成6年度2戸	<u>40,000</u>
	伊那市高遠町小原532番地1	木造	81.16	平成6年度2戸	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原532番地1	木造	81.16	平成6年度2戸	<u>40,000</u>
	伊那市高遠町小原593番地1	木造	81.16	平成5年度3戸	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原593番地1	木造	81.16	平成5年度3戸	<u>40,000</u>
	伊那市高遠町小原594番地	木造	81.16	平成5年度3戸	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原594番地	木造	81.16	平成5年度3戸	<u>40,000</u>
	伊那市高遠町小原595番地1	木造	81.16	平成5年度4戸	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原595番地1	木造	81.16	平成5年度4戸	<u>40,000</u>
	伊那市高遠町小原596番地	木造	81.16	平成5年度	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原596番地	木造	81.16	平成5年度	<u>40,000</u>

旧						新					
瀬戸特賃住宅	伊那市高遠町小原999番地 1	中耐	65.07	2戸 平成7年度 12戸	<u>48,000</u>	瀬戸特賃住宅	伊那市高遠町小原999番地 1	中耐	65.07	2戸 平成7年度 12戸	<u>39,000</u>
	伊那市高遠町小原999番地 1	中耐	65.07	平成8年度 6戸	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原999番地 1	中耐	65.07	平成8年度 6戸	<u>39,000</u>
	伊那市高遠町小原999番地 1	中耐	32.53	平成8年度 6戸	<u>33,000</u>		伊那市高遠町小原999番地 1	中耐	32.53	平成8年度 6戸	<u>20,000</u>
小原南後継者定住住宅	伊那市高遠町小原105番地	中耐	65.07	平成10年度 12戸	<u>48,000</u>	小原南後継者定住住宅	伊那市高遠町小原105番地	中耐	65.07	平成10年度 12戸	<u>39,000</u>
	伊那市高遠町小原107番地	中耐	68.75	平成11年度 6戸	<u>48,000</u>		伊那市高遠町小原107番地	中耐	68.75	平成11年度 6戸	<u>40,000</u>
	伊那市高遠町小原107番地	中耐	55.51	平成11年度 9戸	<u>42,000</u>		伊那市高遠町小原107番地	中耐	55.51	平成11年度 9戸	<u>34,000</u>
小原南住宅	伊那市高遠町小原100番地 1	中耐	62.56	平成17年度 9戸	<u>45,000</u>	小原南住宅	伊那市高遠町小原100番地 1	中耐	62.56	平成17年度 9戸	<u>40,000</u>
小原南特賃住宅	伊那市高遠町小原100番地 1	中耐	62.56	平成18年度 9戸	<u>45,000</u>	小原南特賃住宅	伊那市高遠町小原100番地 1	中耐	62.56	平成18年度 9戸	<u>40,000</u>
略						略					

議案第5号関係資料

伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第5条 略

2～10 略

11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

12～26 略

議案第6号関係資料(1)

伊那市公民館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新								
別表第1 (第2条関係)							別表第1 (第2条関係)								
名称		位置					名称		位置						
略							略								
西箕輪公民館		伊那市西箕輪6700番地2					西箕輪公民館		伊那市西箕輪4000番地8						
略							略								
別表第3 (第11条関係)							別表第3 (第11条関係)								
1 施設使用料							1 施設使用料								
(1)~(5) 略							(1)~(5) 略								
(6) 西箕輪公民館							(6) 西箕輪公民館								
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
講堂	平日	<u>4,700円</u>	<u>6,500円</u>	<u>8,800円</u>	<u>10,300円</u>	<u>14,900円</u>	<u>19,200円</u>	講堂	平日	<u>6,300円</u>	<u>8,700円</u>	<u>11,800円</u>	<u>13,800円</u>	<u>19,900円</u>	<u>25,700円</u>
	土日祝日	<u>5,400円</u>	<u>7,400円</u>	<u>10,100円</u>	<u>11,800円</u>	<u>16,900円</u>	<u>21,900円</u>		土日祝日	<u>7,300円</u>	<u>9,900円</u>	<u>13,500円</u>	<u>15,800円</u>	<u>22,600円</u>	<u>29,300円</u>
								利用面積が3分の2の場合	平日	<u>4,200円</u>	<u>5,800円</u>	<u>7,900円</u>	<u>9,200円</u>	<u>13,300円</u>	<u>17,100円</u>
									土日祝日	<u>4,900円</u>	<u>6,600円</u>	<u>9,000円</u>	<u>10,500円</u>	<u>15,100円</u>	<u>19,500円</u>
								利用面積	平日	<u>2,100円</u>	<u>2,900円</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>	<u>6,600円</u>	<u>8,600円</u>
									土日	<u>2,400円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,500円</u>	<u>5,300円</u>	<u>7,500円</u>	<u>9,800円</u>

旧							新								
							が3 分の 1の 場合	祝日							
第1会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円	第1会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円		
第2会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円	第2会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円		
第3会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円	第3会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円		
第4会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円	第4会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円		
第5会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円									
							和室(1)	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円		
							和室(2)	500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円		
調理実習室	900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円	調理実習室	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円		
図書資料室	500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円									
視聴覚室	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円	創作室	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円		
(7)～(8) 略							(7)～(8) 略								
2 備品使用料 (表 略)							2 備品使用料 (表 略)								
3 冷暖房設備使用料 教育委員会が別に定める額							3 冷暖房設備使用料 教育委員会が別に定める額								

議案第6号関係資料(2)

伊那市役所支所設置条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(出張所の名称、位置及び所管区域)			(出張所の名称、位置及び所管区域)		
第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
出張所の名称	位置	所管区域	出張所の名称	位置	所管区域
略			略		
伊那市役所西箕輪支所	伊那市西箕輪6700番地2	西箕輪の区域	伊那市役所西箕輪支所	伊那市西箕輪4000番地8	西箕輪の区域
略			略		

議案第6号関係資料(3)

伊那市地域自治区条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(事務所) 第3条 地域自治区に事務所を置く。 2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(事務所) 第3条 地域自治区に事務所を置く。 2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		
西箕輪支所	伊那市西箕輪6700番地2	西箕輪地域自治区の区域	西箕輪支所	伊那市西箕輪4000番地8	西箕輪地域自治区の区域
略			略		

議案第6号関係資料(4)

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西箕輪支所前公衆便所</td> <td>伊那市西箕輪6700番地2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		西箕輪支所前公衆便所	伊那市西箕輪6700番地2	略		<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>西箕輪公衆便所</u></td> <td>伊那市西箕輪6700番地2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<u>西箕輪公衆便所</u>	伊那市西箕輪6700番地2	略	
名称	位置																
略																	
西箕輪支所前公衆便所	伊那市西箕輪6700番地2																
略																	
名称	位置																
略																	
<u>西箕輪公衆便所</u>	伊那市西箕輪6700番地2																
略																	